

# 令和6年度保育園・認定こども園入園案内（新規・継続）

## ♪ 保育園・認定こども園について

保育園：就労などのために家庭で保育できない保護者にかわって保育を行う施設です。  
 認定こども園：幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

## ♪ 利用できる施設や認定区分について

保護者の就労などによる保育の必要性と、子どもの年齢に応じて3つに区分されます。

認定の区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上の未就学児で幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の就労などにより保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の就労などにより保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園



## ♪ 保育の必要量に応じた区分について

保育認定（2号・3号）については、保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります。（1号認定の教育標準時間は1日4時間を標準とします。）

保育の必要量	保育時間	就労・就学時間
保育標準時間認定	最長 11時間/日	1ヶ月120時間以上
保育短時間認定	最長 8時間/日	1ヶ月48時間以上120時間未満

## ♪ 保育を必要とする事由

保育園等へ入園できる児童は、以下の ~ のいずれかに該当する必要があります。  
 （2号・3号認定の場合）

労働（月48時間以上）	求職活動（目安90日まで）
妊娠・出産（産前産後2カ月）	就学等
保護者の疾病、障がい	虐待やDVのおそれがあること
同居または長期入院している家族の介護・看護	育児休業を取得する前に既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要なこと
災害復旧	その他、町長が必要と認める場合

上記の事由に当てはまらない場合は1号認定（教育認定）となります。



## ♪ 町内の保育園・認定こども園

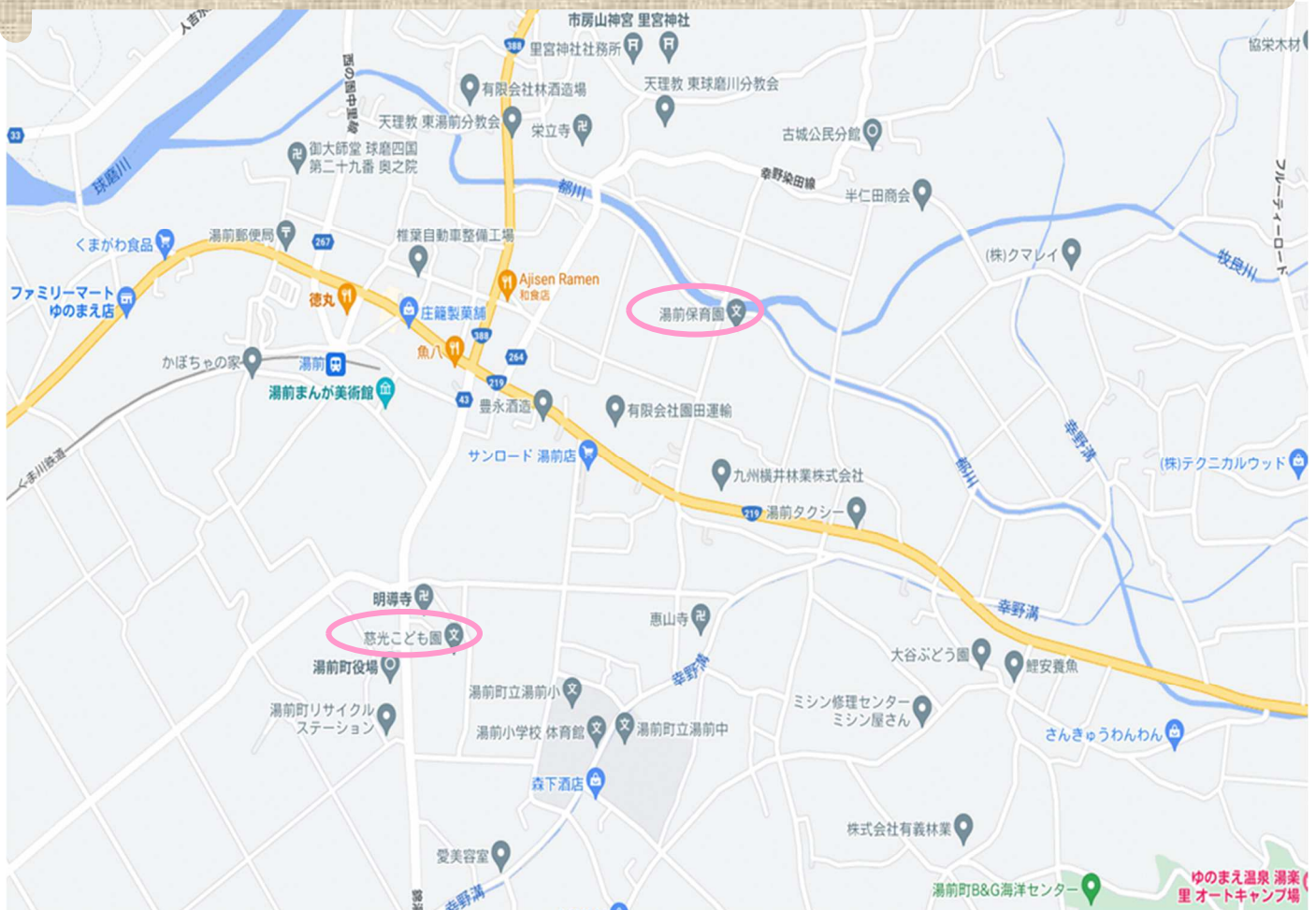
令和5年度の情報です。令和6年度に変更になる場合もあります。



施設名 (設置者)	公私 の別	所在地	定員	電話番号
湯前保育園 (湯前町社会福祉協議会)	私	湯前町2460	2,3号認定 60名	43-2024
<b>保育時間</b>				
短時間認定：8時半～16時半 19時までの延長保育あり		標準時間認定：7時半～18時半		

施設名 (設置者)	公私 の別	所在地	定員	電話番号
慈光こども園 (社会福祉法人慈光明徳会)	私	湯前町 1962-1	1号認定:15名 2,3号認定:40名 計:55名	43-2180
<b>保育時間</b>				
1号認定	9時～13時	保育時間外の預かり保育あります		
2,3号認定	短時間認定：8時半～16時半 19時までの延長保育あり	標準時間認定：7時～18時		

\*\*\* 各施設の詳しい内容は、別紙の「入園案内」をご覧ください \*\*\*





## ♪入園の申し込み方法

令和6年度から新たに入園を希望される方は申込手続きをお願いします。  
既に入園中の児童がいる保護者の方へは、別途通知にてお知らせします。

- 提出物 支給認定申請書（兼保育所利用申請書）  
家庭で保育できないことを証明する書類（就労などの証明）  
（1号認定希望の場合は必要ありません。）  
令和6年1月2日以降に湯前町に転入してきた方は、保育料を算定するための資料『住民税課税（非課税）証明書』（2か年分 1）の提出が必要です。  
父母以外に同居している祖父母等の扶養義務者がいる場合はその方の分も必要です。収入がなかった方も提出が必要です。  
ただし、「個人番号による地方税関係情報の取得に係る同意書 2」をご提出いただける場合は、 は提出不要となります。
  - 令和6年4月から令和6年8月までの保育料算定用  
令和5年度住民税課税（非課税）証明書（令和5年1月1日居住地の市町村発行）  
令和6年9月から令和7年8月までの保育料算定用  
令和6年度住民税課税（非課税）証明書（令和6年1月1日居住地の市町村発行）  
：令和6年6月以降、取得可能）
  - 様式は保健福祉課窓口にあります。
- 提出先 湯前町役場 保健福祉課（湯前町保健センター内） ☎ 4 3 - 4 1 1 2
- 受付期間（町内の園）令和5年12月15日（金）～令和6年1月26日（金）  
（町外の園）令和5年12月15日（金）～令和6年1月22日（月）  
期限以降も随時受付はしていますが、希望月から第1希望の施設に入所できないこともありますので、お早めにご連絡ください。  
提出物の 以外の書類の提出は後日でも結構です。  
入園希望施設も第2希望までを、必ず記入をお願いします。
- その他 年度途中から入所希望の方は（特別な理由がない限り）入所予定月の1ヶ月前までにはご連絡ください。  
保育士の新規雇用が必要な場合がありますので、早めに申請がないと希望月に入所できないことがあります。

その他、保育園に関するご質問やご相談などがありましたら、お気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 湯前町役場 保健福祉課（保健センター内）  
\* 子ども子育て支援係 ☎ 4 3 - 4 1 1 2





湯前町の保育料について（☆参考：令和5年度の基準額表）

Point

令和元年10月から、3歳以上児と3歳未満児の非課税世帯は保育料が無償化となっています。  
3歳以上児の年収360万未満相当世帯の副食費も免除となります。

第3子以降の3歳未満児の保育料は、熊本県多子世帯子育て支援事業により令和5年度は0円となっています。ただし、令和6年度に補助制度が変更になる場合もあります。

第4子目以降の保育料及び副食費は、算定対象となる子どもの年齢制限を行わず0円です。

保育料は次年度以降変更になることがあります。現行制度では、例年9月に保育料の変更決定があります。

国と町が定める保育料の差額分は、湯前町の子育て支援策の一環として、町の一般財源で負担しています。

湯前町の保育料（3歳未満児）\*令和元年10月から3歳以上児と3歳未満児住民税非課税世帯は保育料無償化になっています。

各月初日の保育の実施に係る入所児の属する階層区分	保育標準時間		保育短時間		多子世帯年齢制限適用	ひとり親等軽減	
	町	国	町	国			
1 生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	—	—	
2	① 町村民税非課税世帯(ひとり親等)	0円	0円	0円	0円	—	—
	② 町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	—	—
3	① 町村民税課税世帯(均等割のみ)(ひとり親等)	4,500円	9,000円	4,450円	9,000円	○	○ 第2子以降は無料
	② 町村民税課税世帯(均等割のみ)	10,000円	19,500円	9,900円	19,300円	○	—
	③ 町民税所得割課税額 48,600円 未満(ひとり親等)	6,000円	9,000円	5,900円	9,000円	○	○ 第2子以降は無料
	④ 町民税所得割課税額 48,600円 未満	13,000円	19,500円	12,800円	19,300円	○	—
4	① 町民税所得割課税額 77,101円 未満(ひとり親等)	7,000円	9,000円	6,900円	9,000円	○	○ 第2子以降は無料
	② 町民税所得割課税額 97,000円 未満	18,000円	30,000円	17,700円	29,600円	○ 町民税所得割課税額67,700円未満世帯	—
5	町民税所得割課税額 169,000円 未満	23,000円	44,500円	22,700円	43,900円	—	—
6	町民税所得割課税額 301,000円 未満	24,000円	61,000円	23,600円	60,100円	—	—
7	町民税所得割課税額 397,000円 未満	25,000円	80,000円	24,600円	78,800円	—	—
8	町民税所得割課税額 397,000円 以上	26,000円	104,000円	25,600円	102,400円	—	—

- 1 児童の属する世帯の階層が第3階層から第8階層と認定されても、算定対象となる子どもの年齢制限を行わず、第4子以降については、徴収金の額を0円とします。
- 2 第3階層から第4階層と認定された多子世帯及びひとり親等世帯については軽減措置があります。（第4階層一般世帯、ひとり親等世帯それぞれの住民税課税額に制限あり）
- 3 令和5年度は第3子以降の3歳未満児の保育料については軽減措置があります。（熊本県多子世帯子育て支援事業対象児童：第7階層及び第8階層を除く）
- 4 令和元年10月から3歳以上児と3歳未満児の非課税世帯の利用料を無償化及び3歳以上児の年収360万未満相当世帯の副食費につきましても免除となります。

※ この表は令和5年度の湯前町が定めている保育料月額です。次年度以降の支援策も含めて検討中のため、令和5年度以降に金額を変更することがあります。  
※ 国が定める保育料と町が定める保育料との差額分（軽減額）については、湯前町の子育て支援事業の一環として、町の一般財源で経費負担しています。

\* 入園申し込み方法や保育料についてご不明な点は、保健センター窓口にお気軽にお問い合わせください。